

本和訳は、法務省法務総合研究所国際協力部が公開掲載しているウズベキスタン共和国法「有限責任会社及び補充責任会社について」の和訳(仮訳)を、同部の許可を得て、2018年1月10日施行改正までの改正を反映させて改訂したものである。

## 2001年12月6日付ウズベキスタン共和国法第310-II号

### 「有限責任会社及び補充責任会社について」(翻訳)

#### 第1章 総則

- 1条 本法の目的
- 2条 有限責任会社及び補充責任会社に関する法制
- 3条 有限責任会社
- 4条 補充責任会社
- 5条 有限責任会社及び補充責任会社の法的地位
- 6条 会社の名称及び所在地
- 7条 社員
- 8条 社員の権利
- 9条 社員の義務

#### 第2章 会社の設立

- 10条 会社設立手続
- 11条 設立文書
- 12条 設立契約
- 13条 定款

#### 第3章 定款資本

- 14条 定款資本の構成
- 15条 定款資本への出資
- 16条 定款資本の増額
- 17条 会社財産による定款資本の増額
- 18条 社員の追加出資及び会社に参加する第三者の出資による定款資本の増額
- 19条 定款資本の減額
- 20条 定款資本における社員の持分(持分の一部)の他の社員及び第三者への譲渡
- 21条 定款資本における持分の担保としての使用
- 22条 定款資本における持分(持分の一部)の会社による取得

- 23条 会社に属する持分
- 24条 定款資本における社員の持分(持分の一部)に対する強制執行
- 25条 社員の間における会社の利益の分配
- 26条 社員の間での利益の分配に対する制限、社員への利益の支払に対する制限
- 27条 準備基金
- 28条 (削除)

#### **第4章 会社の経営**

- 29条 会社の経営機関
- 30条 社員総会の権限
- 31条 定時社員総会
- 32条 臨時社員総会
- 33条 社員総会の招集手続
- 34条 社員総会の開催手続
- 35条 社員総会議事録
- 36条 通信(アンケート方式)によって採択される社員総会決議
- 37条 社員総会の権限に属する問題に関する決議を会社の唯一の社員が採択する場合
- 38条 監督役員会の権限
- 39条 単独執行機関
- 40条 合議制の執行機関
- 41条 会社経営機関の決議への不服申立て
- 42条 監督役員会の構成員, 単独執行機関及び合議制の執行機関の構成員の責任

#### **第5章 会社による法律行為実施に対する利害関係、大規模法律行為**

- 43条 会社による法律行為実施に対する利害関係
- 44条 大規模法律行為

#### **第6章 会社の業務の監査**

- 45条 監査委員会(監査役)
- 45-1条 内部監査部
- 46条 会計監査
- 47条 (削除)
- 48条 文書の保管

## 第7章 会社の組織変更及び清算

49条 会社の組織変更

50条 会社の新設合併

51条 会社の吸収合併

52条 会社の分割

53条 会社の分離

54条 会社の形態変更

55条 会社の清算

2001年12月6日付ウズベキスタン共和国法第310-II号

「有限責任会社及び補充責任会社について」

## 第1章 総則

### 第1条 本法の目的

本法の目的は、有限責任会社及び補充責任会社の設立、業務、組織変更及び清算の分野における諸関係の調整である。

### 第2条 有限責任会社及び補充責任会社に関する法制

有限責任会社及び補充責任会社に関する法制は、本法及びその他の法令からなる。

### 第3条 有限責任会社

- 1 有限責任会社とは、定款資本が設立文書の定める比率の持分に分割された、一名又は複数名によって設立された会社である。有限責任会社の社員は、会社の債務に対して責任を負わず、出資額を限度として、会社の活動に関連した損失に対するリスクを負う。
- 2 出資を全額行っていない社員は、各自の出資不足額を限度として、会社の債務に対して連帯責任を負う。

### 第4条 補充責任会社

- 1 補充責任会社とは、定款資本が設立文書の定める比率の持分に分割された、一名又は複数名によって設立された会社である。補充責任会社の社員は、設立文書が定める出資額に比例して、自らの財産によって、会社の債務に対し連帯して補充責任を負う。
- 2 補充責任会社社員の責任限度額は、補充責任会社の会社定款が定める。
- 3 社員の一名が倒産した場合、当該社員の補充責任会社の債務に対する責任は、設立文書により別段の責任分割方法が定められている場合を除き、残りの社員の間で出資額に比例して分割される。

### 第5条 有限責任会社及び補充責任会社の法的地位

- 1 有限責任会社及び補充責任会社(以下「会社」という。)は、法令の定める手続に従って国家登記された時から、法人の地位を取得する。
- 2 会社は、発起人として又はその他の形で、他の法人の定款資本に出資し、法令の定める手続に従って、駐在員事務所及び支店を設置することができる。
- 3 会社は、設立文書に別段の定めがある場合を除き、期限を定めずに設立される。
- 4 小企業ではない会社は、国家言語による正式な社名とその所在地が示された丸印を持たなければならない。社印には、会社の選択により、他の言語による社名を示すことができる。

(2015年8月20日付法第3P Y-391号により第4項を変更)

5 会社は、社名、社章、規定に従って登録された商標並びにその他の視覚的認証手段の入った角印及び用紙を有することができる。小企業である会社は、社印を持つことができる。

(2015年8月20日付法第3P Y-391号により第5項を変更)

6 会社は、独立した貸借対照表に含まれている個別の財産を所有し、自らの名義で権利を取得し、義務を負い、裁判において原告及び被告になることができる。

7 会社は、法律により禁止されていないあらゆる事業活動を行うことができる。

8 会社は、法令で定められている一定の事業活動については、免許に基づいてのみ行うことができる。

9 会社は、債務に対する責任を全財産により負う。

10 会社は、社員の債務に対しては責任を負わない。

11 ある社員の責任で会社が倒産した場合、会社の財産が足りないときは、当該社員に会社の債務に対する補充責任が課せられることがある。

12 国及び国家機関は、会社が国及び国家機関の債務に対して責任を負わないのと同様に、会社の債務に対して責任を負わない。

## 第6条 会社の名称及び所在地

1 会社は、国家言語による正式な社名を持たなければならないが、略称を持つ権利を有し、自らの選択により外国語による名称も持つことができる。

2 有限責任会社の正式名称には、会社の完全な名称及び「有限責任会社」という言葉が含まれていなければならない。有限責任会社の略称は、会社の完全な名称又は略称及び「有限責任会社」という言葉又は「MChJ」という略語が含まれていなければならない。

3 補充責任会社の正式名称には、会社の完全な名称及び「補充責任会社」という言葉が含まれていなければならない。補充責任会社の略称は、会社の完全な名称又は略称及び「補充責任会社」という言葉又は「QMJ」という略語が含まれていなければならない。

4 社名には、法令に別段の定めがある場合を除き、外国語からの借用語も含め、その組織的・法的形態を反映する他の用語・略語が含まれてはならない。

5 外国資本の参加により設立される会社の名称には、その発起人が属する国家を示す言葉を含むことができる。

6 会社の所在地は、その国家登記地によって決定される。会社の所在地は、設立文書によって、会社の経営機関の住所又はその主要業務地と定められる。

7 会社は、連絡を取るための郵便住所を持たなければならないが、郵便住所に変更があった場合は、法人の国家登記を行う機関に知らせなければならない。

## 第7条 社員

1 社員となるのは、法人及び自然人である。

2 一部の範疇の自然人は、法により、会社への参加を禁止又は制限される。

3 国家機関は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員となることはできない。

4 会社は、その唯一の社員となる一主体により設立することができ、その主体が唯一の社員となることができる。

5 一名の社員からなる会社は、他の会社の唯一の社員となることはできない。ただし、一名の株主からなる株式会社が、唯一の社員である場合はこの限りではない。

(2015年8月20日付法第3P Y-391号により第5項を変更)

6 会社の社員数は、50名を超えてはならない。

7 社員数が本条第6項の定める限度を超える場合、会社は、1年以内に、株式会社又は生産協同組合に形態変更しなければならない。この期限内に会社が形態変更しない場合又は社員数が規定限度まで減らない場合、会社は、法人の国家登記を行う機関の請求に従い、裁判手続により清算されなければならない。

(2014年5月14日付法第3P Y-372号により第7項を変更)

## 第8条 社員の権利

1 社員は、以下の権利を有する。

(1) 本法及び設立文書の定める手続に従って、会社の経営に参加する。

(2) 本法及び設立文書の定める手続に従って、会社の事業活動に関する情報を入手し、会社の帳簿及びその他の文書を閲覧する。

(3) 利益の分配に参加する。

(4) 本法及び設立文書の定める手続に従って、定款資本における自己持分又はその一部を同じ会社の社員の一名又は複数名に売却し、又はその他の方法で譲渡する。

(5) 本法及び設立文書の定める手続に従って、会社の他の社員の同意の有無にかかわらず、いつでも会社から脱退する。

(6) 会社の清算の場合に、債権者との精算後に残った財産の一部又はその価格を取得する。

2 持分の合計が定款資本の10パーセント以上を占める社員は、著しい義務違反を犯している社員及びその行為(無作為)によって会社の事業活動を不可能にし、又は、著しく困難にしている社員を会社から除名することを、裁判において請求することができる。

3 社員は、本法及び設立文書の定めるその他の権利を有する。

## 第9条 社員の義務

1 社員は、以下の義務を有する。

(1) 本法及び設立文書の定める手続、比率、方法及び期限により、出資を行う。

(2) 会社の事業活動に関する極秘情報を漏洩しない。

2 社員は、本法及び設立文書の定めるその他の義務を負う。

## 第2章 会社の設立

### 第10条 会社設立手続

- 1 本法第11条第2項に規定された場合を除き、発起人は、設立契約を締結し、定款を承認する。発起人は、会社の執行機関を選任(任命)し、定款資本に非金銭的出資があった場合には、その金銭的価値を承認する。定款の承認決議及び発起人による出資の金銭的価値の承認決議は、発起人の全員一致によって採択される。その他の決議は、本法及び設立文書の定める手続に従い、発起人によって採択される。
- 2 発起人は、会社設立に関連し、会社の国家登記以前に発生した債務に対して連帯責任を負う。会社は、後に社員総会で発起人の行為が承認された場合にのみ、会社設立に関連した発起人の債務に対して責任を負う。

### 第11条 設立文書

- 1 設立文書とは、設立契約及び定款のことをいう。
- 2 会社が一名によって設立される場合、設立文書とは、当該人によって承認された定款のことをいう。社員数が2名以上に増加する場合は、当該社員の間で設立契約が締結されなければならない。
- 3 会社は、社員、会計監査人又は利害関係人の請求により、それらの者に設立文書(変更されたものも含む。)を閲覧させなければならない。会社は、社員の請求により、設立契約及び定款の写しを提供しなければならない。会社が当該社員に請求する当該写しの提供費は、それを準備するための費用を超えてはならない。
- 4 設立文書の変更は、社員総会の決議に従って行われる。設立文書に加えられた変更は、法令の定める手続に従って国家登記しなければならない。
- 5 設立文書に加えられた変更は、国家登記時から、第三者に対し効力を生じる。駐在員事務所及び支店の設置に伴う変更及び会社の郵便住所の変更は、法人の国家登記を行う機関に通知の行われた時点から、第三者に対し効力を生じる。
- 6 設立契約の規定と定款の規定が一致しない場合、第三者及び社員にとって優先的効力を有するのは、定款の規定である。

### 第12条 設立契約

設立契約の中で、発起人は会社を設立する義務を負い、会社設立に関する共同業務の手続を定める。設立契約によって、以下のことも定められる。

- (1) 発起人(社員)の構成
- (2) 定款資本の額及び各発起人(社員)の持分の比率
- (3) 会社設立時における定款資本への出資の手続、比率、方法及び期限
- (4) 出資義務違反に対する発起人(社員)の責任
- (5) 発起人(社員)の間での利益又は損失の分配の条件及び手続
- (6) 会社の各機関の構成及び社員の脱退手続

### 第13条 定款

定款には、以下の事項が含まれていなければならない。

- (1) 会社の正式名称及び略称
- (2) 会社の事業活動
- (3) 会社の郵便住所に関する情報
- (4) 会社の機関構成、各機関の権限(社員総会のみが持つ権限を含む。)及び各機関による決議の手續(全員一致又は法定数以上の議決権数によって採択される決議を含む。)に関する情報
- (5) 定款資本の額に関する情報
- (6) 各社員の持分の比率及び名目価格に関する情報
- (7) 社員の権利及び義務
- (8) 社員の脱退手續及びその処理に関する情報
- (9) 定款資本における持分(持分の一部)の他者への移転手續に関する情報
- (10) 会社の文書の保管及び会社による社員その他の者への情報提供手續に関する情報
- (11) 会社の駐在員事務所及び支店に関する情報
- (12) 法令に矛盾しないその他の情報

### 第 3 章 定款資本

#### 第 14 条 定款資本の構成

- 1 定款資本は、社員持分の名目価格からなる。
- 2 定款資本は、会社の国家登記のために書類の提出された日付における法定最低賃金額の 40 倍の額以上でなければならない。  
(2011 年 12 月 21 日付法第 3 P Y -311 号により第 2 項を変更)
- 3 定款資本における社員持分の比率は、パーセント又は分数で決定される。社員持分の比率は、持分の名目価格と定款資本との比率に一致していなければならない。
- 4 社員持分の実質価格は、会社の純資産価格のうち、社員持分の比率に比例する。
- 5 定款によって、社員持分の最大比率及び比率変更を制限することができる。このような制限を、個々の社員に対して設けることはできない。当該規定は、会社設立時に定款に定めることができ、全員一致による社員総会決議によって、定款への追加及び変更並びに定款からの削除をすることができる。
- 6 会社を信用機関として登記する場合、各社員は、会社の国家登記時まで、設立文書に示された自分の出資分の 30 パーセント以上を定款資本に出資しなければならない。  
(2012 年 12 月 29 日付法第 3 P Y -345 号により第 6 項を変更)
- 7 各社員は、設立文書に定められた期限内に(この期限は会社の国家登記時から 1 年を超えてはならない。)、定款資本に自分の出資分を全額出資しなければならない。
- 8 社員が自分の出資分を全額出資したことは、社員に対して発行される証明書によって証明される。



## 第 15 条 定款資本への出資

- 1 定款資本に出資できるのは、金銭、有価証券又は金銭的価値を有するその他の譲渡可能な権利である。
- 2 社員及び会社に新たに参加する第三者によって出資される定款資本への非金銭的出資の金銭的価値は、全員一致による社員総会決議によって承認される。
- 3 定款資本への出資として会社による使用のために譲渡された財産の使用期限以前の財産権使用停止の場合、この財産を譲渡した社員は、会社の請求に従い、残りの期間における同条件でのこの財産の使用料に等しい金銭的補償を行わなければならない。金銭的補償は、社員総会で別段の決議が採択されている場合を除き、会社による補償請求の提示から1か月以内の一括で行われなければならない。社員総会によるこのような決議は、期限前に停止される財産使用权を定款資本への出資として会社に譲渡した社員の議決権数を算入しないで、採択される。
- 4 定款資本への出資として会社による使用のために譲渡された財産の期限前使用权停止に対する社員による補償実施に関して、設立文書によって別の手続を定めることもできる。
- 5 会社から除名された社員又は脱退した社員によって定款資本への出資として会社による使用のために譲渡された財産は、設立文書に別段の定めがある場合を除き、使用期間中は会社が使用し続ける。

## 第 16 条 定款資本の増額

- 1 定款資本の増額は、その出資完了後にのみ許される。
- 2 定款資本の増額は、社員の議決権総数の  $\frac{2}{3}$  以上の賛成投票(このような決議を採択するにはそれ以上の議決権数が必要であると定款が定める場合を除く。)によって採択された社員総会決議に従って行われる。
- 3 定款資本の増額は、会社財産及び(若しくは)社員の追加出資並びに(又は)、定款で禁じられていなければ、会社に新たに参加する第三者の出資によって行うことができる。

## 第 17 条 会社財産による定款資本の増額

- 1 会社財産による定款資本増額の決議は、このような決議が採択された年度の前の年度の会計報告の資料に基づいてのみ採択することができる。
- 2 会社財産による定款資本増額の額は、会社の純資産価格と、会社の定款資本と準備基金の和との差を、超えてはならない。
- 3 本条に従った定款資本増額時には、各社員の持分の名目価格も比例して拡大される(持分の比率は変わらない。)

## 第 18 条 社員の追加出資及び会社に新たに参加する第三者の出資による定款資本の増額

- 1 全社員の追加出資による定款資本増額の社員総会決議には、追加出資総額、各社員の追加出資額及び社員による追加出資の完了期限が含まれていなければならない。
- 2 社員総会は、社員の追加出資申請及び(又は)、設立文書で禁じられていなければ、第三者の会社への参加申請と出資申請に基づき、定款資本増額の決議を全員一致で採択することができる。
- 3 社員及び第三者の申請には、出資の手続、比率、方法及び期限並びに社員又は第三者が定款資本に

において所持することを望む持分の比率が示されていないなければならない。申請には、出資及び会社への参加のためのその他の条件を示すことができる。

4 定款資本増額の決議と同時に、全社員若しくは一部社員の追加出資、第三者の会社への参加、社員持分の名目価格の然るべき引上げ又は第三者の持分の名目価格及び比率の確定による定款資本増額に関連した変更を、また、必要な場合には、社員持分の比率の変更に関連した変更を、設立文書に加える決議が採択されなければならない。この際、社員持分の名目価格は、社員の追加出資額を超えて引上げられてはならず、また、会社に新たに参加する第三者のそれぞれによって取得される持分の名目価格は、当該第三者の出資額を超えてはならない。

5 社員総会は、追加出資期限満了日から1か月以内に、社員による追加出資及び第三者による出資の結果の承認に関する決議並びに定款資本金額の増額及び追加出資を行った社員の持分の名目価格の引上げ、第三者の持分の名目価格及び比率の確定並びに(必要な場合には)社員持分の比率の変更に関連した変更の設立文書への追加に関する決議を採択しなければならない。

6 本条第1項が規定する定款資本増額において、社員総会の定めた出資期限の満了後、一名又は複数名の社員が規定の追加出資を全額又は一部行わない場合、社員総会は、以下の決議を採択することができる。

(1) 当初定めた追加出資総額を実際の出資額まで引き下げ、それに伴い社員によって実際に行われた追加出資額に合わせて定款資本に占める社員持分比率も変更することに関する決議

(2) 当初定めた追加出資総額を、定款資本増額に関する前回社員総会決議によって定められた社員持分の維持が可能な額にまで引き下げることに係る決議。この場合、会社は、前回社員総会決議によって定められた定款資本における社員持分を超過する分に相当する出資分を10日以内に社員に返還しなければならない。

7 本条第5項に規定する設立文書の変更についての国家登記のための文書並びに社員による追加出資及び第三者による出資が全額行われたことを証明する文書は、社員総会が設立文書の変更を承認した日から1か月以内に、法人の国家登記を行う機関に提出されなければならない。上記の設立文書の変更は、法人の国家登記を行う機関によるその国家登記日から、社員及び第三者に対して効力を有する。

8 本条第5項及び第7項に規定された期限が守られない場合、本条第1項に規定された追加出資が全社員によって全く行われない場合又は本条第6項に規定された当初定めた追加出資総額を引き下げる決議が採択されない場合、定款資本の増加は認められない。この場合、会社は、社員が行った追加出資を10日以内に返還しなければならない。

9 本条第6項第2号及び第8項に規定された期限が守られずに出資が返還される場合、会社は、法令の定める手続及び期限に従って、利息を支払わなければならない。

10 本条第6項第2号及び第8項の場合において、会社は、非金銭的出資を行った社員に対し、その出資につき、会社に提供された形で、又は社員の同意に基づき金銭の形で、3か月以内に返還しなければならない。この期限が守られずに出資が返還される場合は、出資された財産が利用できないことによって失われた利益を補償しなければならない。

## 第19条 定款資本の減額

1 会社は、定款資本における社員持分の名目価格の減少及び(若しくは)会社に属する持分の消却により、定款資本を減額させる権利を有し、又は(本法の規定する場合には)義務を負う。

2 会社は、定款資本の減額の結果、それに伴う設立文書変更の国家登記用文書の提出日時点での(本法により会社が定款資本を減額させなければならない場合は、会社の国家登記日時点での)本法の定め

る最低定款資本金額を下回る場合、減資させることはできない。

3 全社員の持分の名目価格の減少による定款資本の減額は、全社員の持分の比率を維持した上で行われなければならない。

4 会社の国家登記時から 1 年以内に定款資本への払込みが完了しない場合、会社は、定款資本を実際の払込額まで減少させることを宣言して規定の手續に従って定款資本の減額を登記し、又は会社の清算決議を採択しなければならない。

5 第 2 会計年度及びそれに続く各会計年度の終了後、会社の純資産価格が定款資本金額を下回った場合、会社は、純資産価格を超えない額にまで定款資本を減額させることを宣言し、規定の手續に従ってこのような減資を登記しなければならない。

6 第 2 会計年度及びそれに続く各会計年度の終了後、会社の純資産価格が会社の国家登記日時点での本法の定める最低定款資本金額を下回った場合、会社は清算しなければならない。

7 会社の純資産価格は、本法の定める手續に従って確定される。

8 定款資本減額の決議日から 30 日以内に、会社は、定款資本減額及びその新しい額について、知っている債権者全員に書面で通知し、かつ、採択された決議についてマスメディアに発表しなければならない。この際、会社の債権者は、採択された決議についてのマスメディア発表から 30 日以内に、相当する債務の期限前の消滅又は履行及び損害賠償を、書面で請求することができる。

9 定款資本減額に関連した設立文書の変更の国家登記は、本条の規定に従った債権者への通知の証拠が提出された場合に限り、法令に従って行われる。

10 本条に定められた場合に会社が 3 か月以内に定款資本減額決議又は会社の清算決議を採択しないとき、債権者は、債務の期限前の消滅又は履行及び損害賠償を、会社に対して請求することができる。このような場合、法人の国家登記を行う機関は、会社の清算請求を裁判所に提出することができる。

## 第 20 条 定款資本における社員の持分(持分の一部)の他の社員及び第三者への譲渡

1 社員は、定款資本における自己持分又はその一部を、売却又はその他の方法で、他の社員一名又は複数名に譲渡することができる。このような取引の内容に対する会社又はその他の社員の同意は、定款に別段の定めがある場合を除き、必要ではない。

2 社員による自己持分(持分の一部)の第三者への売却又はその他の方法による譲渡は、定款で禁じられている場合を除き、行うことができる。

3 払込みが完了する以前の社員の持分は、払込みが完了している分に限り、譲渡することができる。

4 社員は、定款又は社員の合意において別段の定めがある場合を除き、第三者への提示額で他の社員の持分(持分の一部)を優先的に取得する優先権を、自己持分に比例して有する。他の社員が持分(持分の一部)の取得優先権を利用しなかった場合は、会社が、社員によって売却される持分(持分の一部)の取得優先権を有する。

5 自己持分(持分の一部)を第三者に売却する予定の社員は、このことについて、売却価格及びその他の売却条件を示し、書面で他の社員及び会社へ通知しなければならない。社員への通知については、会社を通じて送付される旨、定款で規定することができる。社員及び(又は)会社が、当該通知のあった日から 1 か月以内に、売却を提案されている全持分の取得優先権を行使しない場合、定款又は社員の合意において別の期限が定められている場合を除き、持分(持分の一部)は、会社及び社員に通知された価格及び条件で、第三者に売却することができる。

6 社員の持分比率に比例しないような持分(持分の一部)の取得優先権の行使手續を定める規定を、会

社の設立時に定款に定めることができ、又は全員一致による社員総会決議に従い、定款に追加し、定款を変更し、若しくは定款からの削除をすることができる。

7 定款が持分(持分の一部)の取得に対する会社の優先権を定める場合、取得優先権に違反して持分(持分の一部)を売却したときは、全ての社員及び(又は)会社は、社員又は会社がこのような違反について知った時又は知り得た時から3か月以内に、取得者の権利及び義務を社員及び(又は)会社に移転することを、裁判により請求することができる。当該優先権の譲渡は、認められない。

8 定款によって、売却ではない形で社員の持分(持分の一部)を第三者に譲渡することに対し、会社又はその他の社員の同意を得る必要性を規定することができる。

9 定款資本における持分(持分の一部)の譲渡は、定款が公証を要する旨定める場合を除き、簡単な書面で行われなければならない。本条又は定款が定める持分(持分の一部)の譲渡取引形式に違反する場合、当該取引は無効とされる。

10 会社は、定款資本における持分(持分の一部)の譲渡実施について、当該譲渡の証拠を添付した書面による通知を受けなければならない。定款資本における持分(持分の一部)の取得者は、当該譲渡に関して会社に通知があった時から、社員の権利を有し、義務を負う。

11 定款資本における持分(持分の一部)の取得者には、当該持分の譲渡以前に発生した社員の全ての権利及び義務が移転する。

12 定款資本における持分は、社員であった自然人の相続人及び法人の権利継承者に移転する。

13 社員である法人が清算した場合、法令又は清算される法人の設立文書に別段の定めがある場合を除き、債権者との精算後に残った当該法人に属する持分は、清算される法人の社員の間で分配される。

14 本条第12項及び第13項に定められた持分の移転及び分配は、定款に、他の社員の同意に基づいてのみ認められる旨規定することができる。

15 死亡した社員の権利及び義務は、死亡した社員の相続人による遺産相続までは、遺言に示された者によって実施され、このような者が存在しない場合は、公証人の任命する管理人によって実施される。

16 定款資本における持分(持分の一部)の社員又は第三者への譲渡に対する社員の同意を得る必要性を定款が定める場合、持分(持分の一部)の相続人及び権利継承者への移転並びに清算される法人の社員の間での分配に対する同意については、社員への通知時点から30日以内若しくは定款の定める別の期限内に書面による全社員の同意が得られたとき、又は書面による拒否を行った社員が一名もいなかったときに、当該同意が得られたものとみなす。

17 定款が、定款資本における持分(持分の一部)の社員又は第三者への譲渡に対する会社の同意が必要である旨定める場合、当該同意については、会社への通知時点から30日以内若しくは定款の定める別の期限内に書面による会社の同意が得られたとき、又は会社が書面による拒否を行わなかったときに、得られたものとみなす。

18 本法又は他の法令に基づき、公開競売により定款資本における持分(持分の一部)が売却される場合は、当該持分(持分の一部)の取得者が、会社及び社員の同意に関係なく、社員となる。

## 第21条 定款資本における持分の担保としての使用

社員は、自らが有する定款資本における持分(持分の一部)を、全社員の議決権の過半数(それ以上の議決権数の必要性を定款が定めていなければ)による社員総会の決議に従った会社の同意に基づき、他の社員又は(定款で禁じられていなければ)第三者に、担保として提供することができる。自己持分(持分の一部)を担保として提供する予定の社員の議決権数は、投票結果確定の際に算定されない。

## 第 22 条 定款資本における持分(持分の一部)の会社による取得

- 1 会社は、本法の定める場合を除き、定款資本における持分(持分の一部)を取得することはできない。
- 2 社員の持分(持分の一部)の第三者への譲渡が定款で禁じられ、かつ、他の社員がその取得を拒否する場合、及び、定款が同意を得る必要性を規定し、かつ、社員又は第三者への持分(持分の一部)の譲渡に対する同意が得られなかった場合、会社は、社員の請求に従い、当該社員に属する持分(持分の一部)を取得しなければならない。この際、会社は、社員が当該請求を行った日以前の直近の報告期間の会計報告資料に基づいて決定される当該持分(持分の一部)の価格を社員に支払い、又は社員の同意に基づき同額の財産を現物で支給しなければならない。
- 3 会社設立時に定款資本への出資を期限までに全額行わなかった社員の持分及び本法第 15 条第 3 項に規定された金銭的補償を期限内に行わなかった社員の持分は、会社に移転する。この際、会社は、社員の持分の一部の実質価格を当該社員の出資に比例する分(彼の財産を会社が使用していた期間に比例する分)だけ当該社員に支払い、又は社員の同意に基づき同額の財産を現物で当該社員に支給しなければならない。持分の一部の実質価格は、出資期限日又は補償期限日以前の直近の報告期間の会計報告資料に基づいて決定される。
- 4 定款に、持分のうちの出資の未払分又は金銭的補償額に比例する部分が会社に移転する旨を定めることができる。
- 5 会社から除名された社員又は脱退した社員の持分は、会社に移転する。この際、会社は、除名された社員又は脱退した社員に対し、除名日若しくは脱退日以前の直近の報告期間の会計報告資料に基づいて決定される当該社員の持分の実質価格を支払い、又は除名された社員若しくは脱退した社員の同意に基づいて同額の財産を現物で当該社員に支給しなければならない。
- 6 本法第 20 条第 12 項から第 14 項までに規定する場合において、持分の移転又は分配に対する同意を社員が拒否した場合、定款がこのような同意を必要とする旨定めるときは、持分は会社に移転する。この際、会社は、死亡した社員の相続人、社員である組織変更された法人の権利継承者又は社員である清算された法人の社員に、死亡日、組織変更日若しくは清算日以前の直近の報告期間の会計報告資料に基づいて決定される持分の実質価格を支払い、又は同意に基づいて同額の財産を現物でそれらの者に支給しなければならない。
- 7 本法第 24 条により会社が社員の持分(持分の一部)の実質価格を社員の債権者の請求に従って支払う場合、持分のうち実質価格が他の社員によって支払われなかった部分は会社に移転し、持分の残りの部分は社員の間で彼らの払込額に比例して分配される。
- 8 会社による持分(持分の一部)の取得についての請求を社員が提示した時、出資期限及び補償期限の満了時、会社からの社員の除名についての裁判所の判決の発効時、社員であった自然人の相続人(法人の権利継承者)への持分の移転及び清算された法人の社員の間での持分の分配に対する同意の拒否状が社員から届いた時又は社員の持分(持分の一部)の実質価格を社員の債権者の請求に従い会社が支払った時から、持分(持分の一部)は、会社に移転する。
- 9 会社は、持分(持分の一部)の会社への移転時から1年以内に(定款が更に短い期限を定めている場合を除く。)、持分(持分の一部)の実質価格を支払い、又は同額の財産を現物で支給しなければならない。
- 10 持分(持分の一部)の実質価格は、会社の純資産価格と定款資本金額との差によって支払われる。このような差が不十分な場合、会社は、定款資本を不足額分だけ減額させなければならない。

## 第 23 条 会社に属する持分

- 1 会社に属する持分は、社員総会での投票結果確定時、利益分配時、及び会社清算の場合の財産の分配時には、算入されない。
- 2 会社に属する持分は、会社への移転時から 1 年以内に、社員総会の決議に基づき全社員の間で社員の定款資本における持分に比例して分配されるか、全社員若しくは複数名の社員又は(定款で禁じられていなければ)第三者に売却して、全額払い込まなければならない。持分につき分配及び売却されなかった部分は、相当額分の定款資本の減額によって消却されなければならない。その結果社員間の持分比率が変わるような社員への持分売却、第三者への持分売却及び持分売却に関連した設立文書変更は、全員一致による社員総会決議に基づいて行われる。
- 3 本条に規定された設立文書変更の国家登記用の文書は(持分売却の場合は、会社によって売却された持分の払込を証明する文書も)、社員による持分の払込結果の承認及び設立文書の然るべき変更に関する決議が採択された日から 1 か月以内に、法人の国家登記を行う機関に提出されなければならない。

#### 第 24 条 定款資本における社員の持分(持分の一部)に対する強制執行

- 1 債権者の請求による社員の債務に関連した定款資本における社員の持分(持分の一部)に対する強制執行は、社員のその他の財産が債務返済に不足である場合に、裁判所の判決に基づいてのみ認められる。
- 2 社員の債務に関連した定款資本における社員の持分(持分の一部)に対する強制執行の場合、会社は、社員の持分(持分の一部)の実質価格を債権者に支払うことができる。
- 3 財産の強制執行が請求されている社員の持分(持分の一部)の実質価格を、全員一致による社員総会決議に基づき、残りの社員が、当該社員の定款資本における持分に比例して債権者に支払うことができる。ただし、定款又は社員総会決議によって別の支払額分配手続が定められている場合を除く。
- 4 定款資本における社員の持分(持分の一部)の実質価格は、社員の債務に関連した社員の持分(持分の一部)の強制執行の請求が会社に提示された日以前の直近の報告期間の会計報告資料に基づいて決定される。
- 5 債権者による請求提示の時点から 3 か月以内に、執行が請求されている社員の全持分(持分の全部分)の実質価格を会社又は他の社員が支払わない場合、社員の持分(持分の一部)に対する強制執行は、公開競売による売却を通じて実施される。

#### 第 25 条 社員の間における会社の利益の分配

- 1 会社は、四半期、半年又は一年に一度、社員の間での純利益の分配に関する決議を採択することができる。利益のうちの社員の間で分配される分の決議は、社員総会で採択される。
- 2 利益のうちの社員の間で分配される分は、定款資本における社員の持分に比例して分配される。

#### 第 26 条 社員の間での利益の分配に対する制限、社員への利益の支払に対する制限

- 1 会社は、以下の場合、社員の間での利益の分配に関する決議を採択することができない。
  - (1) 定款資金全額の払込完了以前
  - (2) 本法が定める場合における社員の持分(持分の一部)の実質価格の支払以前
  - (3) 当該決議が採択された時点において法律で定められた倒産兆候が会社にある場合又は当該決議の

結果、会社に倒産兆候が生じる場合

(4) 当該決議が採択された時点において会社の純資産価格が定款資本及び準備基金を下回っている場合又は当該決議が採択された結果、会社の純資産価格が定款資本及び準備基金を下回る場合

(5) 法令により定められたその他の場合

2 会社は、以下の場合、社員の間での分配が決議された利益を社員に支払うことができない。

(1) 支払時点において法律で定められた倒産兆候が会社にある場合又は支払の結果、会社に倒産兆候が生じる場合

(2) 支払時点において会社の純資産価格が定款資本及び準備基金を下回っている場合又は支払の結果、会社の純資産価格が定款資本及び準備基金を下回る場合

(3) 法令により定められたその他の場合

3 本条第2項に示された状況が解消した後、会社は、社員の間での分配が決議された利益を社員に支払わなければならない。

## 第27条 準備基金

1 会社は、定款の定める額(ただし、定款資本の15パーセント未満)の準備基金を持つことができる。準備基金は、定款の定める額に達するまで、純利益から毎年控除することによって形成される。毎年の控除額は、定款が定めるが、準備基金が定款の定める額に達するまでは、純利益の5パーセント未満であってはならない。

2 準備基金は、会社の損失の補填及び本法の規定による定款資本における持分(持分の一部)の取得のために使用される。

(2007年7月23日付法第3P Y-104号により第2項を変更)

## 第28条 (2007年7月23日付法第3P Y-104号により削除)

## 第4章 会社の経営

### 第29条 会社の経営機関

1 会社の最高経営機関は、社員総会である。

2 定款により、監督役員会の設置を規定することができる。

3 会社の日常業務の代表は、単独執行機関又は合議制の執行機関によって行われる。会社の執行機関は、社員総会及び(設置を定款が定める場合)監督役員会に対し、報告義務を負う。

### 第30条 社員総会の権限

1 社員総会の権限は、本法に従い、定款が定める。

2 社員総会の専権に属する権限は、以下のとおりである。

(1) 会社の主要業務方針の決定及び他の営利団体への参加に関する決定

- (2) 定款資本金額の変更
- (3) 設立文書の変更及び内容の追加
- (4) 執行機関の設置及びその権限の任期前の停止
- (5) 会社の監査委員会の選任及びその権限の任期前の停止
- (6) 監督役員会の選任及びその権限の任期前の停止(その設置を定款が定めている場合)
- (7) 年次報告書及び年次貸借対照表の承認
- (8) 社員の間での純利益の分配に関する決定
- (9) 会社の各機関の業務を調整する文書の承認(採択)
- (10) 会計監査実施に関する決定、会計監査機関の決定及びその業務に対する支払限度額の決定
- (11) 他の法人、駐在員事務所及び支店の設置に関する決定
- (12) 会社の組織変更又は清算に関する決定
- (13) 清算人の任命及び清算貸借対照表の承認  
(2007年12月14日付法第3P Y-127号による変更)
- (14) 本法に規定されたその他の問題の解決

3 本法の定める場合を除き、社員総会が自らの専権に属する問題の解決を監督役員会又は執行機関に委ねることは、認められない。

### 第31条 定時社員総会

- 1 定時社員総会は、定款の定める期間に、最低でも年一回開催される。定時社員総会は、執行機関によって招集される。
- 2 会社の年間業務実績が承認される定時社員総会の実施期限は、定款が定める。当該定時社員総会は、会計年度終了後6か月以内に開催されなければならない。

### 第32条 臨時社員総会

- 1 臨時社員総会は、定款の定める場合並びに会社及び社員の利益が当該総会の開催を要求するようなその他の場合に開催される。
- 2 臨時社員総会は、以下の者の請求により、執行機関によって招集される。
  - (1) 合計で議決権総数の10分の1以上を保有する社員
  - (2) 監督役員会
  - (3) 監査委員会(監査役)
- 3 臨時社員総会は、必要な場合、執行機関の発意によって招集することができる。
- 4 執行機関は、臨時社員総会開催請求の受理日から3日以内に当該請求を審査し、臨時社員総会開催決議又は開催拒否決議を採択しなければならない。
- 5 臨時社員総会の開催拒否決議は、次の場合にのみ、執行機関によって採択することができる。



- (1) 本法の定める臨時社員総会の開催請求の提出手続が守られていない場合
- (2) 臨時社員総会の議題として提案されている問題が、いずれも臨時社員総会の権限に含まれていない場合
- 6 定款が監督役員会の設置を定める場合、執行機関は、臨時社員総会開催請求の受理日から 3 日以内に、当該請求を監督役員会の審査にかけなければならない。監督役員会は 3 日以内に当該請求を審査し、臨時社員総会開催決議又は本条第 5 項に掲げられた根拠に基づく開催拒否決議を採択しなければならない。
- 7 臨時社員総会の議題として提案されている問題の一つ又は幾つかが臨時社員総会の権限に含まれていない場合又は法令の要件を満たしていない場合、当該問題は、議題に含まれない。
- 8 執行機関は、臨時社員総会の議題に入れることを提案されている問題の表現方法に変更を加えること及び提案された臨時社員総会の実施形態を変更することはできない。
- 9 執行機関は、臨時社員総会の議題の正式発表以前に、臨時社員総会の議題に入れることを提案されている問題に加え、自らの発意により追加的問題を議題に入れることができる。
- 10 臨時社員総会開催決議が採択された場合、当該総会は開催請求の受理日から 45 日以内に開催されなければならない。
- 11 本法の定める期限内に臨時社員総会開催決議が採択されない場合又は開催拒否決議が採択された場合、臨時社員総会は、その開催を請求する機関又は自然人によって招集することができる。この場合、執行機関は、住所を明示した社員名簿を当該機関又は自然人に対して提供しなければならない。社員総会の準備、招集及び開催の費用は、社員総会の決議に基づき、会社の資金により補償される。

### 第 33 条 社員総会の招集手続

- 1 社員総会を招集する機関・者は、総会開催の 30 日前までに、書留郵便により社員名簿に示された住所に宛てて、又は定款の定める別の方法により、社員総会の開催について各社員に通知しなければならない。
- 2 通知には、社員総会開催の時間及び場所並びに提案されている議題が示されていなければならない。
- 3 全社員は、社員総会の議題に追加的問題を入れる提案を総会開催の 15 日前までに行うことができる。追加的問題は、社員総会の権限に含まれない問題を除き、社員総会の議題に入れられる。
- 4 社員の提案により当初の社員総会議題に変更が加えられる場合、社員総会を招集する機関・者は、総会開催の 10 日前までに、議題に加えられた変更について、本条第 1 項の方法により、全社員に通知しなければならない。
- 5 社員総会の準備時に社員に提出すべき情報及び資料には、次のものが含まれる。
  - (1) 会社の年次報告書
  - (2) 年次報告書及び年次貸借対照表の検査結果に関する監査委員会(監査役)の意見
  - (3) 財務諸表の信憑性及び簿記実施手続の規定への合致性に関する監査意見書
  - (4) 会社の執行機関、監督役員会及び監査委員会への立候補者に関する情報
  - (5) 定款が定めるその他の情報(資料)
- 6 社員総会を招集する機関・者は、社員が情報及び資料を得るための別の手続を定款が定める場合を除き、社員総会開催通知とともに、社員に情報及び資料を送付しなければならない。議事変更の場合は、当該

変更に関する通知とともに、情報及び資料が送付される。当該情報及び資料は、社員総会開催前の 30 日間、全社員が閲覧できるように執行機関の建物に提示されていなければならない。定款は、本条に示された期間よりも短い期限を定めることができる。

7 本条に定められた社員総会招集手続の違反があった場合、全社員が出席していれば、このような総会は有効と認められる。

#### 第 34 条 社員総会の開催手続

1 社員総会は、本法並びに会社の定款及びその他の文書によって定められた手続に従って開催される。社員総会開催手続の本法並びに会社の定款及びその他の文書によって規定されていない部分は、社員総会決議が確定する。

2 社員は、自分自身で、又は代理人を通じて、社員総会に参加することができる。社員の代理人は、その権限を証明する文書(委任状)を提示しなければならない。社員の代理人に対して出された委任状は、法の規定に従った形式で作成され、公証を受けていなければならない。

3 社員又はその代理人は、議題に挙げられた問題の討論に参加し、決議を採択する際に投票を行うことができる。社員のこの権利を制限するような設立文書の規定又は会社の各機関の決議は、無効である。

4 各社員は、本法に定められた例外を除き、定款資本における各自の持分に比例した議決権数を、社員総会において有する。

5 会社設立時の定款に、又は全員一致による社員総会決議に基づいた定款の変更により、社員の議決権数の決定のための別の手続を定めることができる。このような手続を定めた定款の規定の変更・削除は、全員一致による社員総会決議に基づいて行われる。

6 出席登録のされていない社員(社員の代理人)は、投票に参加することはできない。

7 社員総会は、社員総会開催通知に示された時間に、又は全社員が出席登録を済ませればそれ以前に、開会される。

8 社員総会は、当該社員総会に全社員が参加している場合を除き、本法第 33 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項に従って社員に通知された議題に挙げられた問題に関してのみ、決議することができる。

9 本法第 30 条第 2 項第 2 号の問題及び定款の定めるその他の問題に関する決議は、社員の総議決権数の 3 分の 2 以上の多数をもって(このような決議を採択するにはそれ以上の議決権数が必要であると本法又は定款が定める場合を除く。)採択される。

10 本法第 30 条第 2 項第 12 号の問題に関する決議は、社員の全員一致によって採択される。その他の決議は、社員の総議決権数の過半数をもって(これらの決議を採択するにはそれ以上の議決権数が必要であると本法又は定款が定める場合を除く。)採択される。

(2011 年 12 月 21 日付法第 3 P Y-311 号により第 10 項を変更)

11 社員総会の決議は、定款に別段の規定がある場合を除き、公開投票によって採択される。

12 執行機関は、社員総会議事録の作成を担当する。

#### 第 35 条 社員総会議事録

1 社員総会議事録には、以下の事項が記録される。

(1) 社員総会の開催場所及び時間

(2) 社員総会に参加する社員の持つ総議決権数

(3) 社員総会の議長(議長団)、書記及び議題

2 社員総会議事録には、発言の要旨、投票にかけられた問題、投票結果及び社員総会によって採択された決議が記載されていなければならない。

3 社員総会議事録には、開催後 3 日以内に社員総会の議長及び書記が署名しなければならない。

#### 第 36 条 通信(アンケート方式)によって採択される社員総会決議

1 社員総会決議は、社員総会の開催(議題に挙げられた問題を討論し、投票にかけられた問題について決議するための社員の同時出席)がなくても、通信(アンケート方式)によって採択することができる。このような投票は、やりとりされる情報が本物であること及びこれらの情報の文書での証明を保証するような郵便、電信、テレタイプ、電子メールその他の通信手段による文書交換によって行われる。

2 本法第 30 条第 2 項に掲げる問題に関する社員総会決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、通信(アンケート方式)によって採択することができない。

3 通信(アンケート方式)による社員総会決議を採択する際、本法第 34 条第 2 項及び第 6 項から第 8 項まで並びに本法第 33 条第 1 項、第 3 項、第 5 項及び第 7 項の期限に関する規定は、適用されない。

4 通信(アンケート方式)実施手続は、提案される議事について全社員へ通知する義務、投票前に全ての情報及び資料を全社員に知らせる可能性、議事に追加的問題を入れる提案を行う可能性、変更された議事について投票前に全社員へ通知する義務並びに投票手続終了期限を定めていなければならない。

#### 第 37 条 社員総会の権限に属する問題に関する決議を会社の唯一の社員が採択する場合

社員一名からなる会社では、社員総会の権限に属する問題に関する決議については、唯一の社員によって採択され、書類の作成によって正式なものとなる。

#### 第 38 条 監督役員会の権限

1 監督役員会の権限は、本法に従い、定款が定める。

2 監督役員会の権限には、執行機関の設置、その権限の任期前の停止、内部監査部の設置及びその従業員の任命、本法第 44 条に定める大規模法律行為実施に関する問題の解決、社員総会の準備、招集及び実施に関連した問題の解決並びに本法の定めるその他の問題の解決が含まれることを、定款が定めることができる。社員総会の準備、招集及び実施に関連した問題の解決が定款により監督役員会の権限とされている場合、執行機関は、臨時社員総会の実施を請求することができる。

(2007 年 7 月 23 日付法第 3 P Y-104 号により第 2 項を変更)

3 監督役員会の設立、業務規則、監督役員会の構成員及び議長の権限停止手続は、定款が定める。

4 単独執行機関、合議制の執行機関の構成員、子会社及び関連会社の経営機関の構成員、会社により設立された単一企業体の代表者、当該子会社、関連会社及び単一企業体において労働契約に基づき働く者は、監督役員会の構成員になることができない。

(2018 年 1 月 9 日付法第 3 P Y-459 号により第 4 項を変更)

5 監督役員会の構成員には、社員総会決議に基づいて、報酬を支払うこと及び(又は)その義務の履行に

かかる経費を補償することができる。報酬及び補償額は、社員総会決議が確定する。

6 社員ではない監督役員会の構成員、単独執行機関の機能を果たしている者及び合議制の執行機関の構成員は、社員総会に参加することができ、議決権は持たないが、発言権を有する。

7 監督役員会の構成員が監督役員会の他の構成員を含む他者へ議決権を譲渡することは、認められない。

### 第 39 条 単独執行機関

1 単独執行機関(取締役)は、社員総会により、定款の定める任期で選任される。単独執行機関は、社員以外からも選任することができる。

2 会社と単独執行機関の機能を果たしている者との間の契約は、単独執行機関の機能を果たしている者が選任された社員総会で議長を務めていた者又は社員総会決議が権限を与えた社員によって、会社の名において署名される。

3 単独執行機関として活動できるのは、自然人のみである。

4 単独執行機関は、以下のことを行う。

(1) 委任状なくして会社の名において活動する(会社の利益を代表すること及び取引を行うことも含む。)

(2) 会社の名において、代表権の委任状を出す。

(3) 会社の従業員との労働契約を締結及び解消し、従業員に対する奨励策及び懲戒処分を実施する。

(4) 本法及び定款によって社員総会及び監督役員会の権限とされていないその他の権限を実施する。

5 単独執行機関の業務規則及び決定手続は、会社の諸文書及び会社と単独執行機関の機能を果たしている者との間の契約が定める。

### 第 40 条 合議制の執行機関

1 定款が合議制の執行機関(理事会、重役会等)の設置を定める場合、当該執行機関は、社員総会において、定款の定める人数及び任期で選任される。

2 合議制の執行機関の構成員として選任されるのは、自然人のみであり、社員である必要はない。

3 合議制の執行機関は、定款が与える権限を行使する。

4 合議制の執行機関の議長は、社員総会が選任する。

5 合議制の執行機関の業務規則及び決定手続は、会社の諸文書が定める。

6 合議制の執行機関の構成員は、合議制の執行機関の他の構成員を含む他者に対して議決権を譲渡することができない。

### 第 41 条 会社経営機関の決議への不服申立て

1 本法その他の法令及び定款の規定に違反して決議され、社員の権利及び法的利益を侵害している社員総会決議は、投票に参加しなかった社員又は決定に反対して投票した社員の申立てに基づき、裁判所により無効と認定され得る。このような申立ては、採択された決議について社員が知った日又は知り得る日から2か月以内に行うことができる。不服が申し立てられている決議を採択した社員総会に社員が参加して

いた場合、当該申立ては、当該決議が採択された日から2か月以内に行うことができる。

2 裁判所は、不服申立てを行った社員の投票が投票結果に影響を与えることができなかつた場合、違反が重大なものでないとき及び(又は)決定が当該社員に損害をもたらさなかつたときに、全ての状況を考慮に入れ、不服が申し立てられている決議を有効のままとすることができる。

3 本法その他の法令及び定款の規定に違反して採択され、社員の権利及び法的利益を侵害している、監督役員会、単独執行機関及び合議制の執行機関の決定は、当該社員の申立てに基づき、裁判所により無効と認定され得る。

#### 第42条 監督役員会の構成員、単独執行機関及び合議制の執行機関の構成員の責任

1 監督役員会の構成員、単独執行機関及び合議制の執行機関の構成員は、その権利・義務の執行の際、誠実かつ合理的に、会社の利益になるよう行動しなければならない。

2 監督役員会の構成員、単独執行機関及び合議制の執行機関の構成員は、責任の根拠及び範囲について法令に別段の定めがある場合を除き、それらの者の原因行為(不作為)によって会社にもたらされた損害について、会社に対し責任を負う。この際、会社に損害をもたらした決定に反対して投票し、又は投票に参加しなかつた監督役員会の構成員及び合議制の執行機関の構成員は、責任を負わない。

3 監督役員会の構成員、単独執行機関及び合議制の執行機関の構成員の責任の根拠及び範囲の確定の際、事業にとって意味のある慣例及びその他の状況が考慮に入れられなければならない。

4 本条の規定に従って複数名の者が責任を負う場合、会社に対する当該者の責任は、連帯責任となる。

5 会社又は社員は、監督役員会の構成員、単独執行機関及び合議制の執行機関の構成員によって会社にもたらされた損害賠償の申立てを裁判所に行うことができる。

### 第5章 会社による法律行為実施に対する利害関係、大規模法律行為

#### 第43条 会社による法律行為実施に対する利害関係

1 会社は、監督役員会の構成員、単独執行機関の機能を果たしている者及び合議制の執行機関の構成員がその実施に利害関係を持つ法律行為又はその関連者とともに社員議決権総数の20パーセント以上を所有する社員がその実施に利害関係を持つ法律行為については、社員総会の同意なしに行うことができない。

2 本条第1項に掲げる者は、当該者自身並びに当該者の配偶者、親、子供及び兄弟姉妹並びに(又は)当該者の関連者たちが次のような状態である場合、会社による法律行為の実施に利害関係があると認められる。

(1) 法律行為の当事者であり、又は第三者と会社との関係において第三者の利益を代表している。

(2) 法律行為の当事者であり、又は第三者と会社との関係において第三者の利益を代表している法人の20パーセント以上の株式(持分、出資分)を(各個人が、又は全体として)保持している。

(3) 法律行為の当事者であり、又は第三者と会社との関係において第三者の利益を代表している法人の経営機関において役職を占めている。

3 本条第1項に掲げる者は、定款の定めるその他の場合においても、会社による法律行為の実施に利害関係があると認められる。

4 本条第1項に掲げる者は、社員総会に対し、次の情報を伝えなければならない。

- (1) 当該者自身、当該者の配偶者、親、子供及び兄弟姉妹並びに(又は)当該者の関連者が 20 パーセント以上の株式(持分、出資分)を持っている法人に関する情報
  - (2) 当該者自身、当該者の配偶者、親、子供及び兄弟姉妹並びに(又は)当該者の関連者が経営機関において役職を占めている法人に関する情報
  - (3) その実施に当該者が利害関係を持つと認められる可能性のある、実施中又は予定中の法律行為に関する情報
- 5 その実施に利害関係が存在する法律行為の会社による実施の決議は、社員総会において、法律行為の実施に利害関係のない社員の議決権総数の過半数により、採択される。
  - 6 利害関係が存在する法律行為の実施は、法律行為実施に利害関係を持つ者が本条第 1 項及び第 2 項に従いそのような者であると認められる時点以前に発生した日常業務の過程で、会社と他の当事者との間で法律行為が行われる場合、本条第 5 項が規定する社員総会決議を必要としない(決議は、次の社員総会開催日まで必要とされない。)
  - 7 本条の要件に違反して行われた、その実施に利害関係が存在する法律行為は、会社又は社員の提訴に基づき、裁判所により無効と認定され得る。
  - 8 利害関係のある者は、会社に対して、当該者によって会社にもたらされた損害額分の責任を負う。責任を負う者が複数名である場合、会社に対する当該者の責任は、連帯責任となる。
  - 9 会社に監督役員会が設置される場合、その実施に利害関係が存在する法律行為の実施に関する決議は、定款によって、監督役員会の権限とすることができる。ただし、法律行為による支払総額又は法律行為の対象である財産の価格が、直近の報告期間の会計報告資料に基づいて決定された会社の資産価格の 5 パーセントを超える場合を除く。

#### 第 44 条 大規模法律行為

- 1 大規模法律行為とは、法律行為実施決議が採択された日以前の直近の報告期間の会計報告資料に基づいて決定された会社の資産価格の 25 パーセントをその価格を超えるような財産の、会社による直接又は間接の取得、譲渡及び譲渡の可能性に関連した一つの法律行為又は幾つかの関係した法律行為のことである(ただし、大規模法律行為の額として、より大きな額を定款が設定していない場合)。日常業務の過程で行われる法律行為は、大規模法律行為とは認められない。
- 2 本条においては、大規模法律行為の結果会社によって譲渡される財産の価格は、会社の簿記資料に基づいて決定され、会社によって取得される財産の価格は、提示価格に基づいて決定される。
- 3 大規模法律行為の実施決議は、社員総会によって採択される。
- 4 会社に監督役員会が設置される場合、価格が会社の資産価格の 25 パーセントを超えるような財産の会社による直接又は間接の取得、譲渡及び譲渡の可能性に関連した法律行為の実施に関する決議は、定款によって、監督役員会の権限とすることができる。この際、監督役員会は、大規模法律行為実施の結果監督役員会の過失でもたらされた損害について、社員総会に対し、責任を負う。
- 5 本条の要件に違反して行われた大規模法律行為は、会社又は社員の提訴に基づき、裁判所により無効と認定され得る。

#### 第 6 章 会社の業務の監査

##### 第 45 条 監査委員会(監査役)

- 1 定款により、監査委員会の設置(監査役の選任)を定めることができる。社員が 15 名以上の会社では、監査委員会を設置(監査役を選任)しなければならない。社員でない者であっても、監査委員会の構成員(監査役)になることができる。
- 2 定款に定めがある場合、監査委員会(監査役)の機能は、会社及び監督役員会の構成員、単独執行機関の機能を果たす者、合議制の執行機関の構成員又は社員と財産上の利害関係を持たない会計監査機関が果たすことができる。
- 3 監査委員会の構成員(監査役)は、監督役員会の構成員、単独執行機関の機能を果たす者又は合議制の執行機関の構成員であってはならない。
- 4 監査委員会(監査役)は、社員総会において、定款の定める任期で選任される。
- 5 監査委員会の構成員の数は、定款が定める。
- 6 会社の財務及び経済活動の検査は、監査委員会の発意、社員総会若しくは監督役員会の決議又は合計で社員議決権総数の 10 分の 1 以上を保有する社員の請求により、年間又はその他の期間の業務実績に基づいて行われる。
- 7 監督役員会の構成員、単独執行機関の機能を果たす者、合議制の執行機関の構成員及び会社の従業員は、監査委員会(監査役)の請求に基づき、口頭又は書面で、必要な説明を行わなければならない。
- 8 監査委員会(監査役)は、年次報告書及び年次貸借対照表の検査を、その社員総会による承認以前に必ず行う。
- 9 監査委員会(監査役)の業務規則は、会社の諸文書によって規定される。

#### 第 45-1 条 内部監査部

(2007 年 7 月 23 日付法第 3 P Y-104 号により第 45-1 条を追加)

- 1 資産簿価が 10 億スムを超える会社においては、内部監査部を設置しなければならない。内部監査部は、監督役員会が設置し、従業員を任命する。内部監査部は、監督役委員会に対し報告義務を負う。
- 2 内部監査部は、執行機関、駐在員事務所及び支店が法令、設立文書及びその他の文書を遵守しているか、簿記資料及び財務諸表に経済活動実施規則及び手続が定める情報が不足なく正確に反映しているか、資産が保全されているか、会社経営に関する法令を遵守しているかを、調査しモニタリングすることにより、執行機関、駐在員事務所及び支店の業務を統制し評価する。
- 3 内部監査部は、ウズベキスタン共和国大臣会議が定める手続に従い活動する。

#### 第 46 条 会計監査

- 1 財務諸表の信憑性及び簿記実施手続の規定への合致性の検査のため、社員総会決議に基づき、法令の定める手続に従って、会計監査機関が起用される。
- 2 定款資本の国家持分が 50%を超える会社においては、会計監査を実施するための会計監査機関は、民営化企業支援及び競争発展に関するウズベキスタン共和国国家委員会及びウズベキスタン共和国財務省が定める一覧の中から、競争方式により選定される。

(2017 年 1 月 3 日付法第 3 P Y-456 号により第 2 項を変更)

第 47 条 (2007 年 7 月 23 日付法第 3 P Y-104 号により削除)

#### 第 48 条 文書の保管

1 会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、定款の定める期間中、以下の文書を保管しなければならない。

- (1) 設立文書並びに設立文書に加えられ所定手続に従い登記された変更及び追加
- (2) 会社設立の決定、定款資本への非金銭的出資の金銭的価値の承認決定及び会社設立に関連したその他の決定が記載された発起人会議の議事録
- (3) 会社の国家登記を証明する文書
- (4) 貸借対照表に掲載されている財産に対する会社の権利を証明する文書
- (5) 会社の支店及び駐在員事務所の規則
- (6) 社員総会、監督役員会の会議、合議制の執行機関の会議及び監査委員会の会議の議事録
- (7) 監査委員会(監査役)及び会計監査機関の意見
- (8) 法令に定められたその他の文書

2 会社は、本条第 1 項に規定された文書を、執行機関の所在地又は各社員が知っていて利用可能なその他の場所に保管する。

### 第 7 章 会社の組織変更及び清算

#### 第 49 条 会社の組織変更

- 1 会社は、社員総会決議に基づき、本法の定める手続に従い、組織変更を行うことができる。
- 2 会社の組織変更は、新設合併、吸収合併、分割、分離及び形態変更の形態で行うことができる。
- 3 会社は、吸収合併の形態による組織変更の場合を除き、組織変更の結果設立された法人の国家登記の時点から、組織変更されたものとみなされる。
- 4 吸収合併の形態による組織変更の際、吸収する会社は、吸収される会社の活動停止が国家統一法人登記簿に記録された時から、組織変更されたものとみなされる。
- 5 組織変更の結果設立された会社の国家登記、並びに、組織変更された会社の活動停止に関する記録及び定款の変更の国家登記は、法令の定める手続に従って行われる。
- 6 会社は、組織変更の決定日から 30 日以内に、又は、新設合併若しくは吸収合併の形態による会社組織変更の場合は、新設合併又は吸収合併に参加する最後の会社がこのことを決定した日から 30 日以内に、知っている債権者全員にこのことについて書面で通知し、採択された決議についてマスメディアにより発表しなければならない。この際、債権者は、通知送付日から 30 日以内に、又は採択された決議のマスメディアによる発表日から 30 日以内に、会社の債務の期限前の消滅又は履行及び損害賠償を書面で請求することができる。
- 7 組織変更の結果設立された会社の国家登記及び組織変更された会社の活動停止に関する記録は、本条第 6 項に定める手続に従って債権者に通知されたことの証拠が提出された際にのみ、行われる。



## 第 50 条 会社の新設合併

- 1 会社の新設合併とは、二社以上の会社の全ての権利及び義務の新会社への譲渡並びに合併される会社の清算を伴う、新会社の設立のことをいう。
- 2 新設合併の形態による組織変更に参加する各社の社員総会は、当該組織変更、新設合併契約の承認、新設合併の結果設立される会社の定款の承認及び譲渡証書の承認に関する決議を採択する。
- 3 新設合併の結果設立される会社の全参加者によって署名された新設合併契約書は、定款とともに会社の設立文書となり、ウズベキスタン共和国民法及び本法による設立文書に対する全ての要件を満たしていなければならない。
- 4 新設合併の形態による組織変更に参加する各社の社員総会によって、当該組織変更に関する決議、並びに、新設合併契約、新設合併の結果設立される会社の定款及び譲渡証書の承認に関する決議が採択された場合、新設合併の結果設立される会社の執行機関の選任は、新設合併に参加する会社の合同社員総会において行われる。当該総会の実施期限及び実施手続は、新設合併契約が定める。
- 5 会社の新設合併の際、各社の全ての権利及び義務は、譲渡証書に従い、新設合併の結果設立される会社に移転する。

## 第 51 条 会社の吸収合併

- 1 会社の吸収合併とは、他社への全ての権利及び義務の譲渡を伴う一社又は数社の清算のことをいう。
- 2 吸収合併の形態による組織変更に参加する各社の社員総会は、当該組織変更及び吸収合併契約の承認に関する決議を採択する。吸収される会社の社員総会は、譲渡証書の承認に関する決議も採択する。
- 3 吸収合併に参加する会社の合同社員総会は、吸収を行う会社の設立文書に、社員構成の変更に関連した変更、社員の持分比率の決定に関連した変更及び吸収合併契約に定められたその他の変更を加え、かつ、必要時には、吸収を行う会社の各機関の選任に関する問題を含むその他の問題を解決する。当該総会の実施期限及び実施手続は、吸収合併契約が定める。
- 4 ある会社の別の会社への吸収合併の際、吸収される会社の全ての権利及び義務は、譲渡証書に基づき、吸収する会社に移転する。

## 第 52 条 会社の分割

- 1 会社の分割とは、新たに設立される複数の会社への全ての権利及び義務の譲渡を伴う、会社の清算のことをいう。
- 2 分割の形態で組織変更される会社の社員総会は、当該組織変更、会社の分割の手続及び条件、新会社の設立並びに分割貸借対照表の承認に関する決議を採択する。
- 3 分割の結果設立される各社の社員は、設立契約に署名をする。分割の結果設立される各社の社員総会は、定款を承認し、会社の各機関を選任する。
- 4 会社の分割の際、その全ての権利及び義務は、分割貸借対照表に基づき、分割の結果設立される複数の会社に移転する。
- 5 組織変更された会社の権利継承者が分割貸借対照表によって特定されない場合、組織変更の結果設立される複数の法人は、組織変更された会社の債務について、債権者に対し連帯して責任を負う。

## 第 53 条 会社の分離

- 1 会社の分離とは、組織変更される会社の権利及び義務の一部の新設会社への譲渡を伴い、組織変更される会社の清算は伴わない、一社又は数社の会社の設立のことをいう。
- 2 分離の形態で組織変更される会社の社員総会は、当該組織変更、分離の手續及び条件、新会社の設立並びに分割貸借対照表の承認に関する決定を採択し、分離の形態で組織変更される会社の設立文書に、社員構成の変更に関連した変更、社員の持分比率の決定に関連した変更及び分離に関する決定に規定されたその他の変更を加え、かつ、必要時には、会社の各機関の選任に関する問題を含むその他の問題を解決する。
- 3 分離される会社の社員は、設立契約に署名をする。分離される会社の社員総会は、定款を承認し、会社の各機関を選任する。
- 4 組織変更される会社が分離される会社の唯一の社員となる場合、組織変更される会社の社員総会は、分離の形態による組織変更並びに分離の手續及び条件に関する決議を採択し、分離される会社の定款及び分割貸借対照表を承認し、分離される会社の各機関を選任する。
- 5 ある会社から一社又は数社の会社が分離される場合、分割貸借対照表に基づき、組織変更された会社の権利及び義務の一部が、それぞれの会社に移転する。
- 6 組織変更された会社の権利継承者が分割貸借対照表によって特定されない場合、組織変更の結果設立される複数の法人は、組織変更された会社の債務について、債権者に対し連帯して責任を負う。

## 第 54 条 会社の形態変更

- 1 会社は、法令に定められた他の組織的又は法的形態の営利団体に形態変更することができる。
- 2 形態変更の形態で組織変更される会社の社員総会は、当該組織変更、形態変更の手續及び条件、社員持分を形態変更の結果設立される法人の株式(持分、出資分)に交換する手續、この法人の設立文書の承認並びに譲渡証書の承認に関する決議を採択する。
- 3 形態変更の結果設立される法人の社員は、当該法人に関する法律の要件に従い、会社の各機関の選任に関する決議を採択し、形態変更の結果設立される法人の国家登記に関する業務の実施を担当機関に委任する。
- 4 会社の形態変更の際、組織変更された会社の全ての権利及び義務は、譲渡証書に基づき、形態変更の結果設立された法人へ移転する。

## 第 55 条 会社の清算

(2007 年 12 月 14 日付法第 3 P Y -127 号により第 55 条を変更)

- 1 会社は、所定手續に従い、本法及び定款の要件を考慮に入れ、自主的に清算することができる。会社は、法令の定める根拠に基づき、裁判所の判決に従って、清算されることもあり得る。
- 2 会社の清算は、他社への権利継承としての権利及び義務の移転を伴わず、会社の業務停止をもたらす。
- 3 会社の自主的清算及び清算人の任命に関する社員総会決議は、監督役員会、執行機関又は社員の提案に基づいて採択される。

- 4 自主的に清算される会社の社員総会は、清算及び清算人の任命に関する決議を採択する。
- 5 会社の経営に関する全権は、清算人の任命時から、清算人に移転する。清算人は、清算される会社の名において、裁判に出席する。
- 6 定款資本に国家の持分がある会社の清算の際、清算委員会が任命され、その構成員には、国有財産管理機関の代表者が加えられる。
- 7 会社の清算手続は、法令によって定められる。